

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

平成12年2月14日規則第5号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

目次

第一条（規則で定める事務）

第二条（規則で定める場合）

第三条（規則で定める区域）

第四条（規則で定める指定工場等）

制定附則

目次

附 則（平成十三年三月二十七日）

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

改 平成一 平成一
正 三年 四年
三月二 三月二
七日規 九日規
則第一 則第二

印刷モード

終了